

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 小牧市立三ツ淵保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 熊澤 嘉乃	定員（利用人数）： 100名（60名）
所在地： 愛知県小牧市大字三ツ淵1622	
TEL： (0568) 77-0913	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 昭和31年 3月31日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 小牧市	
職員数	常勤職員： 11名 非常勤職員： 7名
専門職員	(園長) 1名 (調理員) 2名
	(主任) 1名 (用務員) 1名
	(保育士) 12名 (保育補助員) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 4室 (設備等) 遊戯室、調理室、 医務室兼事務室・プール

③理念・基本方針

★理念

- ・法人 豊かな心で良く遊べる子ども
- ・施設・事業所 考えたり、工夫したり、繰り返し楽しむ

★施設・事業所基本方針

- ・一人一人の子どもが安心して生活する中で、自分のやりたい事ができ、思いを出しながら、楽しく遊ぶことができるようにする。
- ・繰り返し遊び、考えたり工夫したりして遊ぶ力や人と関わる力を育てる。
- ・保護者と連携をとりながら、子どもの成長を共に喜び、子育ての楽しさや大変さを共有し安心して子どもを預けることができるようにする。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・畑での栽培活動を通して、草花や虫など身近な生き物や自然に触れたり、地域の方との交流を深めている。また、収穫物を家庭に持ち帰り親子で話題にしたり、料理を考えたり調理したりと親子の関わりのきっかけとしている。
- ・ビールケースやダンボール、牛乳パックを組み合わせて子どもが工夫して遊ぶ中での気付きや面白さを大切にしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 5月31日(契約日) ~ 令和 4年 2月28日(評価確定日) 【令和 3年11月 9日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆コロナ下での子どもの満足

園長はじめ職員は一丸となり、コロナ下にあっても子どもや保護者の要求や期待に応えようと奮闘している。対策や工夫を凝らし、昨年できなかった夏のプール遊びを実現させた。秋の運動会はクラスを分散して実施に漕ぎつけた。様々な経験をさせようと、畑で採れた野菜をクッキングに使い、必要な調味料等を調達するために、職員が子どもと一緒に近くのコンビニエンスストアに買い物に出かけた。様々な工夫を凝らし、「食育」にも積極的に取り組んでいる。

◆地域の協力体制

近隣農家から畑を借り、子どもたちが野菜づくりを楽しんでいる。土作りから種まき、苗の植え付け、育成、収穫まで、地域の住民がボランティアとして指導に訪れている。地域の行事が軒並み中止に追い込まれている中、子どもと地域とを結ぶ貴重な取り組みである。

◆子ども目線の保育

夏の暑さ対策やコロナ対策として、外で遊んで良い時は「青」の信号、「赤」は外遊び中止、「黄」色は涼しいところで遊ぶ等、信号の色で子どもにも分かるように工夫している。定員100名に対し利用する子どもは60名と、余裕のある園舎の様々な場所を使っての環境設定が可能である。手洗い場の高さ調節台、トイレドアの指挟みクッション等、使いやすさや安全面の工夫がある。園(職員)の都合を優先せず、あくまで子どもの目線に立って保育を行っている。

◇改善を求められる点

◆園独自の中・長期計画の策定

園長の目指す「子どもが自由にやりたいことのできる園づくり」が、保育実践の現場では様々な取り組みの成果として表れている。しかし、その園長の思いが中・長期的なビジョンとして描かれていない。園長の思い描く3～5年度の園の姿を、「小牧市まちづくり推進計画」や「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」(令和2～6年度)と整合させて園の中・長期計画として文書化し、単年度の事業計画策定の枠組みを示すことが望ましい。

◆大規模災害への備え

予期せぬ大規模な自然災害が全国各地で発生している。保育を継続するための対策(BCP(事業継続計画)の策定)として、初動時対応や出勤基準等は市のルールを準用している。実際に大規模災害が発生した場合、子どもの安全を確保するためには地域の協力が不可欠となる。地域と連携しての訓練は実施されておらず、合同の避難訓練を計画する事が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

励ましのコメントや助言をありがとうございました。
評価結果をもとに職員から意見を募り、今すぐに取り組めることとして、カメラ等の持ち出し管理簿を作成し使用していきます。また、情報共有の大切さを感じ、その方法についても検討を始めました。会議録や伝達メモ等の項目を見直し、情報共有しやすい方法を試行していきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・⑥・c
<コメント> 園長に着任して半年が経ち、自らが信条としている「子どもが自由にやりたいことのできる園づくり」が徐々に浸透してきている。子どもの姿を見て、園の保育の方向性を感じ取っている保護者もいる。しかし、春の保育参観や保護者会の総会がコロナ禍によって中止される等、園長が所信を表明する機会が失われ、保護者への理念や基本方針の周知の取組みはコロナ収束を待って本格化することとなる。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	⑥・b・c
<コメント> コロナ最盛期の園長着任（令和3年4月）であり、園運営にも様々な障壁が立ちだかっている。園長は市内の他園（2園）で延べ6年間の園長経験があり、その豊富な園長経験を強みとして園運営にあたっている。コロナ禍によって書面開催となる場合もあるが、毎月市の園長会が開催されており、市の幼児教育・保育課から園運営に必要な情報が提供される。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	保3	a・⑥・c
<コメント> 保護者との良好な関係を維持しており、保育の内容や保護者とのコミュニケーションには大きな問題点はない。しかし、人事（職員雇用）面での課題が山積し、園独自では解決に至らない課題も含まれている。慢性的な職員不足があり、全職員が揃っての会議や職員研修の開催の困難性、時間帯による職員不足、園長をはじめ一部職員の有給休暇の取りづらさ等々、解決の糸口が見つかっていない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・⑥・c
<コメント> 園長の目指す「子どもが自由にやりたいことのできる園づくり」が、中・長期的なビジョンとして描かれていない。「小牧市まちづくり推進計画」や「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）と整合させた園の中・長期計画を策定し、単年度事業計画策定の枠組みを示すことが望ましい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・⑥・c
<コメント> 事業計画としての「保育園経営案」があり、「全体的な計画」や行事計画、食育計画、研修計画等々が網羅されている。中・長期計画が策定されていないことから、前年度の「保育園経営案」を見直して策定されている。「園の重点目標」も記載されているが、内容が具体性に欠けており、可能な限り数値目標や具体的な到達点を明確にすることが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 年度末に、「振り返りと課題」と題して行事計画中心の評価を行っている。しかし、事業計画（保育園経営案）の各計画の中に明確な目標（数値目標や具体的な到達点）が設定されていないことから、達成度や職員の努力の跡が読み取れない。目標値を定め、期中の進捗評価や年度末の最終評価（事業報告）を確実にを行い、次年度の事業計画（保育園経営案）策定に反映させることを期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 新年度になって以降、保育参観や保護者会総会は中止となったが、保護者会の役員との連携を密にし、保育内容（行事中心）の変更時には意見交換を行っている。保護者会役員を介して保護者の意見が園運営に反映されており、保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は高い数値を示した。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 各クラスで、指導案（月案、週案、個別）の評価は綿密に行われているが、それが次回の指導案作成に活かされているとは言い難い。正規職員が実施する「自己評価チェックリスト365」も、集計・分析等への展開が図られていない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 「園庭のレイアウト変更」など、部分的には効果的な改善例が見られるが、PDCAサイクルを活用した改善活動は実施されていない。それぞれの課題に対し、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何を？）を明確にし、計画的・組織的に改善に取り組むことが求められる。常に、PDCAサイクルの意識を持って取り組まれない。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 園長の思いである「子どもが自由にやりたいことのできる園づくり」は職員間には浸透している。理解した職員によって保育が実践され、子どもの姿を見て保護者にまで通じている。課題は、園長の役割や責任の所在を明確にしたものが確認できないこと、園長の所信の表明が文書化されていないこと、園長不在時の権限委任先の不明瞭等である。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 法令（「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」）や市条例第31号（「小牧市特定教育・保育施設及び…基準を定める条例」）が要求する「運営規程」が園に備え付けられていない。「保育園経営案」を「運営規程」と見做すのであれば、経営案の中に法令や市条例が定める内容を網羅されたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	・b・c
<コメント> コロナ下であっても、子どもや保護者の要求や期待に応えようと奮闘している。対策や工夫を凝らして夏のプール遊び、秋の運動会は実施に漕ぎつけた。様々な経験をさせようと、畑で採れた野菜をクッキングに使い、必要な調味料等を調達するために、職員が子どもと一緒に近くのコンビニエンスストアに買い物に出かけた。クリスマスの飾り作りには、保護者の協力がある。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	・b・c
<コメント> 慢性的な職員不足であり、業務の効率化が求められている。そのため、現行の文書（資料、記録等）を精査し、不必要なものを削減した。試行的に2歳児クラスの指導案（個別、全体）のOA化（パソコン管理）を始めた。試行期間は既に3ヶ月目に入っており、今後評価を行って園全体へのシステム導入も視野に入れている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<コメント> 中・長期計画が策定されていないことから、将来的に必要となる職員確保の人事計画は作成されていない。職員採用はすべて市の担当課が主管し、園では実情報告と必要人材の要求に留まっている。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、子どもの通園の少ない土曜日などは、保育から外す措置（事務時間の確保等）を講じている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 市の定める人事制度があり、年功序列のキャリアパスに昇級試験制度を組み合わせている。人事考課制度は試行中であり、目標管理制度は仕組みとして未完成である。（以下は市への提言となるが）キャリアパスと人事考課制度、目標管理制度の3要素を連動させる人事管理の仕組みの構築を期待したい。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長はじめ職員が協力し、調整をしながら職員不足を補っている。職員間のチームワークも良く、職員にとっての働きやすい職場環境が整ってはいるが、管理層（園長、主任）の業務負担が大きく、有給休暇の消化にも大きな偏りが見られる。奇しくも訪問調査の当日、職員の一人から病欠のための診断書が提出された。その原因が、園業務のオーバーワークではないことを祈りたい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「自己評価チェックリスト365」の実施と併せて、職員個々に年間目標を設定している。しかし、チェックリストの分析から個人目標を導き出しておらず、目標の妥当性に疑問が残る。また、目標には具体的な到達点や目標値の設定がなく、抽象的な文言が目立つ。そのため、中間評価（進捗確認）や最終評価が曖昧さを残す結果となっている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の園長会の研修部会が主導して、「職員研修計画」を作成している。専門別研修と階層別研修とに分けて計画されており、計画表には参加予定の職員名が明記してある。履修後には報告書（「研修の学び」）が作成され、職員個々の研修ファイルに綴じてある。改善点は、研修が報告書の提出で完結し、研修効果の測定が実施されていないことである。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの研修が中止となっている。それを補完する目的で、必要な部分を園内の勉強会等で補ってほしい。講師役を担う職員にとっては、園内研修や勉強会が自らの資質向上の大きな糧となる。園内研修により、正規職員と会計年度任用職員との意識や知識、技術の格差を是正することは喫緊の課題である。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、今年度は4名の保育実習生の受入れ予定がある。「実習生マニュアル」はあるが、受け入れるための手順を明確にするに留まり、受け入れることの本来の意義・目的が明確に示されていない。実習終了時の反省会で次につながる評価を実施するためにも、実習受入れの意義・目的を明記したマニュアルの再編が期待される。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>公立園であることから、市が作成したホームページには最小限の園情報が掲載されているのみで、園の取組み（保育内容）や独自性を示すには至っていない。苦情があれば丁寧に対応し、市に「苦情情報報告書」を提出している。担当課がそれをまとめて園長会で報告し、園長が持ち帰って職員に伝えている。（市に対する提言となるが）苦情情報を公表する仕組みづくりが求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「現金を園に置かない」ルールを厳格に守り、現金の受領があれば直ちに金融機関に入金している。現金出納の管理責任者としての園長が現金の收受を行い、主任が確認するというダブルチェックを行っており、十分な内部牽制が働いている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 「全体的な計画」の「社会的責任」の欄に、地域との交流・連携の基本的な考え方を記載している。コロナ禍で参加予定の地域行事が軒並み中止となる中、地域の農家から畑を借りて野菜作りをしている。畑作業は4～5歳児が中心となるが、「食育」として収穫や調理、喫食までを含めれば、ほとんどの子どもが関わりを持つこととなる。ボランティアの地域住民が、畑作業の指導役として加わっている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> ボランティア募集の掲示はしているが、コロナ禍によって受入れを中断しており、中学生の職場体験も今年度は実施されなかった。ボランティアを受け入れるための手順が明確になっておらず、畑での農業指導ボランティアも記録に残っていない。受入れ手順を明確にするるとともに、その手順をマニュアルとして文書化することが求められる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 医療機関や交通機関等の必要な社会資源が電話番号とともに記され、職員室内にも掲示されている。小学校との連携の例として「早期教育相談」の制度がある。子どもは卒園すると2つの小学校に分かれて就学するが、園（保護者）から「早期教育相談」が提出されると、該当する小学校から教師が観察に訪れる。虐待を疑われる子どもに関しては、保健センターと連携して対応している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> コロナ禍によって月に2回の園庭開放が実施できず、一時保育の実施園でありながら需要はない。そのような状況下で未就園児の保護者との接点はほとんどなく、地域の福祉ニーズ等の把握は在園児の保護者から収集するに留まっている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 園庭開放は、コロナウイルス感染症（第5波）が下火になったことから、再開の目途が立ってきた。市の指定によって、園は風水害の災害時には避難所としての役割を持っている。AEDが設置されていることから、地域に対してAED設置を積極的に広報することを期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者を尊重する姿勢は、理念や基本方針、「入園のしおり」等に記載され、玄関口や事務室にも掲示されている。外国籍の子どもには、「入園のしおり」等をポルトガル語、スペイン語に訳した資料の用意や通訳の取組みがある。市には通訳出来る職員が少ないが、電話での対応も可能となっている。園では、入園式で保護者に対し、習慣や文化の違いに対する方針等を説明して理解を得ている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護規程」やマニュアルの整備の状況、またマニュアル理解のための職員研修の実施等が確認できなかった。虐待やハラスメント等の権利擁護については規程・マニュアルが整備され、それらが載っている「ポケットブック」を全職員が携帯し、いつでも確認できる状態である。子どものプライバシーを守るために、子どもが下着を着替える時には段ボールで囲う等の工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報提供資料は、市のホームページやリーフレット、広報等で収集できる。また園の園庭開放時にリーフレットが手に入る。園の見学等の希望者には、何も渡さず口頭で説明している。保育所選択に必要な資料はスペイン語・ポルトガル語には翻訳されているが、他言語者にも分かる資料作りが課題である。それらの園を紹介する資料の見直しはされていない。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」を使用し、園の取組み等を入園式で保護者に説明して同意書を得ている。同意書は一冊のファイルに綴られて保管されている。説明がうまく伝わらなかった保護者や、言葉が壁になっている保護者に対する説明のルールは無いが、担任が困れば上司に相談して適切に対応している。職員誰もが説明できるよう、手順を定めて明文化することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>市内公立園に転園する場合は、「児童票」をはじめ各種の資料、記録が引き継がれている。民間園や市外への転園は、転園先から問い合わせがあれば対応している。保育が終了した後も保護者等が相談出来るように、担当者・窓口を設置する等の取組みはない。利用が終了した後の相談方法や担当者についての説明を記載した文書を手渡すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>以前は保護者アンケートを行っていたが、コロナ禍で行事等の中止が相次ぎ、アンケートは取られていない。今回、第三者評価受審に伴う保護者アンケートを行うことで、子どもや保護者の満足度を把握することとした。コロナ感染が落ち着き、個別面談は一人10分と時間の制限をして行っている。面談内容により、後日時間を設けて行う等の配慮もしている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みが整備され、保護者には入園式で「重要事項説明書」を使用して説明し、更に玄関口等に掲示している。苦情件数は3件あるが、「苦情記入カード」やアンケートからの苦情はなく、口頭での訴えである。それらは、第三者委員まで届く苦情ではない。苦情は全職員に周知し、結果を保護者に口頭でフィードバックしている。苦情内容を公表する仕組みの構築が望まれる。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べる事を説明した文書が確認できなかった。ルールは明文化されていないが、保護者から相談の依頼があれば、ホールや子どもが帰った後の保育室で話を聞いている。保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備をし、保護者にそのことを記載した文書を配付することが望ましい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者の意見を把握する取組みはあるが、意見や要望を受けた際の手順を定めた対応マニュアルが整備されていない。意見箱設置は常駐では無いが、今回第三者評価アンケートの際に意見箱を使用した。相談記録の方法や報告の手順、対応策についてのマニュアルを整備し、職員周知していく事が望まれる。また、意見を保育の質の向上に役立てるよう記録を残すことも望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> リスクマネジメントの責任者を園長とし、リスクマネジメントに特化した委員会等の設置はないが、職員会議がその役割を担っている。ヒヤリハット、安全点検、防犯訓練、事故報告等を活用し、事故の再発や未然防止に努めている。遊具点検は毎朝職員が行い、業者点検は年4回実施されている。安全確保、事故防止の観点から、関連する職員研修を行うことを期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症対策についての管理体制が整備され、対応するマニュアルもある。毎年4月に職員会議で周知をしているが、「職員会議録」への記入で終わっている。新型コロナウイルス感染症に関しては、市から情報が届く。保護者には掲示や口頭で伝え、「保健便り」も発行されている。「感染症マニュアル」にコロナ関係を追記し、定期的に見直すことが望ましい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 災害時対応体制が定められ、安否確認には災害伝言ダイヤルが使われる。保育を継続するための対策として、初動時対応や出勤基準等は市のルールを準用している。食料等の備蓄は、市が一括管理している。避難訓練を定期的に行い、引き渡し訓練も実施されている。防災計画は作成されているが、地域と連携しての訓練は実施されておらず、計画する事が望まれる。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 標準的な実施方法は「ポケットブック」に記載され、各自に1冊ずつ配付されている。保育に迷った時、確認したい時に活用されている。また、「保育園経営案」や保護者対象の「重要事項説明書」も参考資料として利用している。標準的な実施方法に基づいて保育実践されているかの確認は、ミーティングや職員会議等で行われている。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 標準的な実施方法を記載した冊子「ポケットブック」の作成、検証、見直し等は市の園長会で行われている。指導計画の月・週の内容の見直しを定期的に行い、気づきを提案して必要に応じて次の指導計画に反映させている。保育実践を画一的なものとしなすための取組みである。保護者からの意見・提案を連絡帳や懇談会等から拾い、「子育てネット」にも反映させている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 入園前に市で統一したアセスメント用紙を保護者に配付し、主任が面接時に親子手帳等で確認している。必要に応じて、調理員や助産師、外部の専門家（機関）にも相談して情報を共有している。個別記録とクラス計画の双方との関連性にも配慮した指導計画を作成しており、障害のグレーゾーンの子どもを対象とした検討会議が持たれている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 指導計画の見直しを副園長・主任会で行い、見直しにより変更された内容を職員周知する手順は定めてある。担任サイドの変更は、担任から主任に報告される。新型コロナウイルス感染症に関しては市からの通達があり、指示に従って保育にあたっている。指導計画等の評価を次の指導計画に活かし、保育の質の向上にも役立っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 子どもの発達状況や生活状況を、市の定めた統一用紙に記録している。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないよう、「ポケットブック」を参照しながら記入し、不備な部分は個別に指導している。ネットワークや記録ファイルを通じて、療育相談資料や指導計画等の情報共有を図っている。今後、E T ケアの導入を積極的に進めていく計画もある。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「個人情報保護規程」が整備され、子どもの記録の保管・保存等は市の定めに準じた管理体制である。保護者には入園式で「重要事項説明書」を用いて説明し、写真撮影等の同意を得ている。しかし、書き損じの資料の取扱いやカメラ等の持ち出し管理は曖昧である。個人情報の漏洩防止を確実に行うためには、研修等によって「個人情報保護規程」を十分に理解することが求められる。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は園の理念や方針、目標に基づいて作成され、発達過程や家庭の状況等による保育時間、地域の実態等も考慮されている。計画は市の主任会で作成し、各園の実態に合わせて追記したものを職員間で共有している。定期的に評価を行い、次の計画の作成に反映させている。保護者の生の声や地域のニーズを計画に反映させることも視野に入れている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ対策も含め、外で遊んで良い時は「青」の信号、「赤」は外遊び中止、「黄」色は涼しいところで遊ぶ等、信号の色で子どもにも分かるように工夫している。定員100名に対し利用する子どもは60名と、余裕のある園舎の様々な場所を使つての環境設定が可能である。手洗い場の高さ調節台、トイレドアの指挟みクッション等、使いやすさや安全面の工夫がある。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりが求める欲求を受け止め、子どもの気持ちを汲み取って、適切な保育実践が行われている。子どもの発達過程や家庭環境の違い、個人差を把握して丁寧に対応している。コロナ下であり、保育ルームをはじめ園舎内の見学を自粛したが、どこからも子どもを急かす言葉や制止する言葉は聞こえてこなかった。穏やかな雰囲気のある保育園である。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>個人差や生活習慣を身に付けていくためには家庭との連携が必要であるが、コロナ下でもあり、園での子どもの実態や援助の仕方を実際に見てもらうことが出来ないため、情報交換で伝えている。子どもを認める言葉かけ、誉めてやる気にさせること等の事例を詳細に伝えている。子どもが理解がしやすいように、絵カードや順序性も記入して取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>基本方針に掲げている「繰り返し遊ぶ・考え工夫して遊ぶ力」を育てるために、木の実や木の葉での製作等、興味・発達に合った遊びを援助している。戸外では時間を区切らずに職員が連携し、3密に配慮して遊びを見守っている。地域住民との関わりとしては玉葱植えの機会があり、「こんにちは」、「ありがとう」等の挨拶を交わすことで社会的ルールを学んでいる。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a・b・c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>嘔みつきや引っかきがあった場合には、両者に伝えている。保護者との連携には連絡帳を用い、チーム保育の実践として、記入した職員名は記載しないこととしている。複数担任制で、職員間の連携は午睡時や朝ミーティング等の時間を有効に使っている。口唇期、コロナ下でもあり、安全を重視して午睡時や子どもが帰ってから、玩具等の消毒を行っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a · b · c
<p><コメント> コロナ禍によって園行事等は中止や縮小気味であるが、地域の小学校の教員が夏休みに保育実習に来園し、子どもと過ごす機会がある。また、幼稚園・保育園での公開保育に参加し、単に他園の保育を見る機会とするに留めず、これを通して小学校の教員に子どもたちの様子を伝える機会としている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a · b · c
<p><コメント> 障害児保育は加配保育士制度で行い、個別指導計画とクラス指導計画の双方を関連付けて統合保育を行っている。職員は障害の知識を理解し深めるため、専門的な研修に積極的に参加している。障害に応じた建物や設備等の環境は未整備であり、滑り止めやスロープ、蛇口のレバー等の検討が望まれる。他の保護者にも、障害のある子どもの保育の情報を伝える工夫にも期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a · b · c
<p><コメント> 一日の生活の連続性に配慮した計画はない。子どもの状況についての職員間の引継ぎは「引継ぎノート」を使い、担任が長時間保育担当の時は保護者とコミュニケーションが図れている。保育時間は18時30分までであるが、在園時間や生活リズムに配慮したおやつ提供は行っていない。早朝保育・長時間保育に配慮した計画を作成することが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
<p><コメント> コロナ禍の関係で小学校との交流は中止しているが、5歳児の年間計画には小学校との連携や就学に関連する事項が記載されている。以前は入学説明会に親子で参加し、保護者は説明を聞き、子どもは小学生とゲームや遊びを共にして楽しむ取組みがあった。また、年1回幼・保・小の連絡会があり、小学校の教員とグループ討議をして研修も行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」があり、体調悪化やケガ等もミーティングノートや会議録で情報共有している。乳幼児突然死対策のチェックを適切に行い、保護者からはアセスメントで家で寝る時の様子を聞き取っている。予防接種の状況は保護者からの申告で把握している。さらに、子育て世代包括支援センターの助産師が年に2回巡回してチェックし、未接種の保護者に接種を勧めている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a · b · c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診の結果を記録し、職員にはミーティングで周知し、保護者には書面で知らせている。以前は結果を歯磨き指導やフッ化物洗口に反映させていたが、コロナ対策として現在は中止している。保護者には、これまで通りの歯磨きを継続するよう働きかけている。年に2回、病児保育を実施する病院から「ゆうかりだより」が届き、時節に合った事柄や予防の情報を家庭に届けている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a · b · c
<p><コメント> アセスメントでアレルギー児や慢性疾患の子どもを把握している。医師の指示の下、子どもの状況に応じた適切な対応を行い、保護者とは毎月献立表を確認している。食事提供の机は一人用、お盆や食器の色、名札は顔写真で対応して誤食を防いでいる。職員はエビペンの扱いをはじめ必要な知識、技術を習得している。保護者にアレルギー疾患等の理解を図る取組みを検討されたい</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育計画を作成し、年齢別の指導計画も作成されている。市の「もぐもぐ通信」を家庭に届け、子どもの人気メニューのレシピを載せたり、発達に合った道具を紹介したりして、家庭との連携にも取り組んでいる。野菜を栽培し、収穫してクッキングを楽しみ、行事食からも食への関心が持てるように取り組んでいる。給食のサンプル展示の前で、親子の会話が弾んでいた。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」があり、食中毒の発生時対応は整っている。地域の食文化としては名古屋コーチンや桃があり、給食にも登場する。ハロウィンやクリスマスの時期には行事食を提供し、子どもにとっては楽しい食事である。コロナ禍によって調理員が子どもと一緒に食事を摂る機会はなくなったが、通りがかりに子どもの声を拾って調理の参考としている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ① ・ c
<コメント> 日常的な情報交換は、連絡帳や送迎時の会話等で行っているが、情報交換の記録はなく、課題として残る。個人懇談や保育参観等は、感染症対策を講じて適切な環境配慮の下、短時間で行い、保護者に子どもの姿を見せる機会を創った。限られた時間ではあったが、保護者は子どもの成長を見ることで安心し、アンケートからも喜びの声や感謝の言葉が届いた。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 送迎時の会話や個人懇談、巡回相談等で、保護者からの子育ての相談を受けている。相談内容によって、職員が対応や回答が困難な場合には、園長や主任に助言が受けられる体制も整えられている。相談内容は統一の様式に記入して職員会議で共通理解を図り、保育に反映させている。保護者との信頼関係は良好である。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 虐待対応のマニュアルが整備されている。送迎時に子どもと保護者の顔色や衣服、健康等の様子を観察し、不審な点があれば話を聴く機会を作っている。子どもの何気ない発言にも耳を傾けている。現時点では虐待等権利侵害の恐れのある事例はないが、必要に応じて関係機関と連絡を取って情報を共有する体制も整っている。虐待等の早期発見・早期対応に心掛けている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> 「自己チェックリスト」で、職員一人ひとりが定期的に自身の保育を振り返り、指導計画の評価や保育実践の振り返りは職員会議等でも行っている。研修に参加した職員から職員会議等で報告があり、他の職員にも横展開することによって資質向上が図られている。今後は職員の自己評価を分析し、園全体の課題に繋げる事を期待したい。		